

ごみ減量トレンディ

燃えるごみに
入れられないで
ください!!

ミックス古紙を



ご存知ですか？

約1,700万円分のミックス古紙が焼却されています！

ミックス古紙は、分別して資源として収集された後、製紙業者に売り払うことで、市の収入となっています。

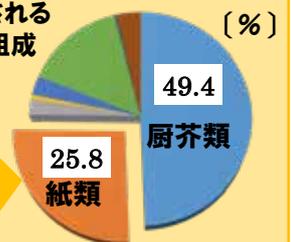
燃えるごみの組成分析調査の結果によると、燃えるごみの中には、ミックス古紙が約2,000tも含まれており、それらを全て分別収集した場合、**約1,700万円の市の収入**となります。

市の収入が増えればその分、市が行う公共サービスを更に充実させることができます。

今一度、ご家庭でのミックス古紙の分別徹底に、ご協力をお願いします。

集積所に排出される
燃えるごみの組成
(湿重量) (%)

内訳 (%)	
段ボール	0.8
新聞	2.7
雑誌	0.8
紙バック	0.3
ミックス古紙	9.3
リサイクルできない紙	11.9



三島市内の集積所に
排出される燃えるごみは
1年間で約21,300t

ミックス古紙は簡単に分別して出すことができます！

～ミックス古紙として出せるもの～

紙箱類 紙かん・カップ類



菓子類の空き箱、筒型紙かん、アイスクリーム・ヨーグルト等の紙カップ、紙製のふたなど

紙袋類 包装紙類



デパート、土産等の紙袋及び包装紙

その他の紙



ラップの芯、レシート、シュレッダー紙、墨付きの半紙、カップラーメンのふた

台紙類



ワイシャツの台紙、ビール(6缶パック)の台紙、文具・電子部品等の台紙、3連プリン台紙

紙製の郵便物



はがき、封筒、ダイレクトメール等

写真類



写真、台紙が紙でできたアルバム

ティッシュペーパーの箱



取り出し口のビニールを取らずに出すことができます。

セロハン付き窓空封筒 ビニール類の付いた封筒



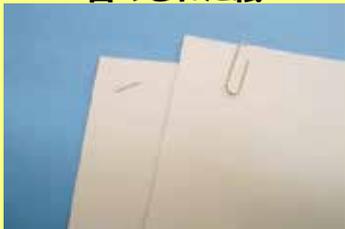
セロハンやビニールが付いたまま出すことができます。

アルミ箔の付いた紙



アルミ箔が付いた紙や紙バックを出すことができます。

ホチキス・クリップ 留めされた紙



ホチキスやクリップは外さずに出すことができます。

金具付き紙製ファイル



金具を取り外さずに出すことができます。

ラップの紙



アルミの刃が付いたまま出すことができます。

～ミックス古紙の出し方～



①紙袋
②新聞紙に包む
③紙箱



④透明なビニール袋
(市の指定ごみ袋でも可)

※自治会・町内会、子供会、婦人会で独自に行っている古紙回収は市の収集と方法や品目が異なる場合があります。

三島市の燃えるごみの袋でも出すことができるんだね！



©三島市

「家庭ごみの分け方・出し方」の 外国語版ポスターを作製しました

市内にお住まいの外国人の方のために、外国語版等の「家庭ごみの分け方・出し方」のポスターを作製しました。

清掃センターで配布している他、市のホームページからダウンロードすることができます。

(ホーム> 暮らし・手続き> ごみ)

※収集日の記載はありません。お住まいの地区の収集曜日に合わせてご記入ください。

- 英語 (English)
- ポルトガル語 (Português)
- 中国語 (Chinese)
- やさしい日本語 (にほんご)
- スペイン語 (Español)



粗大ごみの有料戸別収集をご利用ください！



手数料 1回につき2,000円(100kgまで回収)

● 収集対象

- ・集積所や拠点回収場所に出せない最大辺又は径が、
30cmを超え2m以下の燃えるごみ
50cmを超え2m以下の燃えないごみ
- ・総重量が100kg以下のもの
- ・市の職員2人で持ち運ぶことができるもの
- ・清掃センターで処理することができるもの

● 収集方法

収集日の朝8時までに粗大ごみを指定の場所（玄関先等）に出していただき、その日のうちに市の作業員が収集します。当日、立ち合いの必要はありません。

● 申込方法

電話にてお名前、ご住所、収集する粗大ごみ等を申し込みいただけます。収集日はお申込みいただいた日から原則8日後以降となります。

注意点

- ・ご自宅の中にある粗大ごみは収集できません。
- ・収集日の前日までに手数料を銀行窓口等でお支払いいただく必要があります。
- ・ごみが複数あり、合計で100kgを超える場合は、100kg以下までのごみを収集します。

申し込み・問い合わせ

粗大ごみ戸別収集専用ダイヤル
(三島市清掃センター内)
☎971-8997

ふれあいさわやか回収をご存知ですか？

三島市では、ごみを集積所まで自分で出すことが難しい高齢者や障がい者の方を対象に、週1回、戸別に家庭ごみを収集する「ふれあいさわやか回収」を行っています。

また、希望者には、ごみの収集と同時に声かけによる安否確認も行っています。



※対象となる方※

世帯員全員が次の条件のいずれかに該当し、ごみを集積所まで持っていくことが困難で、かつ身近な人の協力を得ることができない方

- (1) 介護保険法の要介護または要支援認定等を受けている
- (2) 各種障害者手帳を所持している、または障害年金を受給している

※ 希望する際は、ケアマネージャー等に相談の上、高齢者の方は地域包括ケア推進課（☎983-2609）、障がい者の方は障がい福祉課（☎983-2612）を通じて申請してください。面談の上、可否を決定します。

～ごみ集積所を利用している事業者の皆さまへ～

少量排出事業者制度のルールをお守りください！

事業活動に伴うごみは、法律上、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

三島市では、小規模店舗等に配慮し、1回のごみ排出量（一般廃棄物に限る）が10kg以下であれば、地域の集積所にごみを排出することができますが、この制度を利用する場合は、ごみ集積所を管理する自治会長等の承諾を得た上で市に届出を行い、下図に示す黄色い少量排出事業者用指定ごみ袋を使用してごみを排出する必要があります。

また、この指定ごみ袋の売り上げは、市の収入となり、収集運搬費や焼却処分費などのごみ処理に必要な経費に充てることができます。

もし、この指定ごみ袋を使用しないで、事業活動に伴うごみを集積所に排出した場合、本来、少量排出事業者の皆さまが負担すべきごみ処理費用を、市民の皆さまの大切な税金で賄わなければならないとなります。

よって、当該制度を利用し、集積所にごみを排出する事業者の皆さまにおかれましては、必ず市に届出を行い（※1）、少量排出事業者用指定ごみ袋を使用（※2）していただきますようお願いします。



【指定ごみ袋販売価格（税込み）】

10ℓ 袋	200 円／組（10 枚入）	20ℓ 袋	400 円／組（10 枚入）
30ℓ 袋	600 円／組（10 枚入）	45ℓ 袋※3	900 円／組（10 枚入）

※1 届出方法は市のホームページ（ホーム>くらし・手続き>ごみ>少量排出事業者の手続き方法とごみの出し方）をご覧ください。

※2 販売店は市のホームページ（ホーム>くらし・手続き>ごみ>少量排出事業者用指定ごみ袋取扱店のお知らせ）をご覧ください。

※3 45ℓ 袋は、取手付きタイプと平袋タイプの2種類があります。

4月から 危険不燃物は 収集容器に入れてください

平成31年4月から、危険不燃物は収集容器を使用して収集します。危険不燃物の集積所に収集容器を用意しますので、その中に入れてください。なお、危険不燃物を出すときは、次のことに注意してください。

◎出せるもの

- ・電球、蛍光灯（LEDを含む）
- ・スプレー缶、カートリッジボンベ
- ・ライター ・刃物類（包丁、カミソリ等）

◎出し方

- ・電球や蛍光灯は、購入や買替時の箱に入れて出してください。
- ・スプレー缶やカートリッジボンベは、中身を使い切ってから、風通しの良い火の気がない場所で穴を開け、ガスを抜いてから出してください。
- ・刃物類は、新聞紙等に包んで出してください。

※スプレー缶やカートリッジボンベは、資源ごみには出さないでください。

※危険不燃物の集積所は限られていますのでご注意ください。

